

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年11月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成21年1月1日（第2号及び第3号に掲げる職員にあっては、同年7月1日）から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改め、同条第2号中「100分の3.5」を「100分の2.8」に改め、同条第3号中「100分の2.5」を「100分の1.8」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)